

◆四十一番(藤本昭広) (登壇) 意見書第二号、障害者福祉にかかる新法の早期制定を求める意見書(案)につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第二号

障害者福祉にかかる新法の早期制定を求める意見書(案)

平成十八年四月、障害のある人も障害のない人とともに、地域社会で生活できるための仕組みを目指した障害者自立支援法が施行された。しかし、障害者の所得保障制度の未整備等により、「障害者の自立」という法の趣旨の根本的達成には至っていないなどの問題点が指摘されてきたところである。

一方、国連では平成十八年十二月に障害者権利条約が採択され、既に百カ国以上が批准を終えているが、我が国では国内法が未整備のため、批准に至っていない。

これらの課題を受けて、障害者制度の集中的な改革及び、共生社会の実現に向け、これまで障害者福祉サービスの対象外だった難病患者への適用拡大なども視野に入れた障害者福祉にかかる新法の早期制定を速やかに実現し、障害者自立支援法の改正を実施する必要がある。

よって、国におかれては、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源に十分に配慮した上で、障害者福祉にかかる新法を早期に成立、施行させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月二十三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長(国中憲治) 二十九番今井光子議員。

◆二十九番(今井光子) ただいま藤本昭広議員から提案されました意見書第二号、障害者福祉にかかる新法の早期制定を求める意見書(案)に賛成します。

○議長(国中憲治) 三十番和田恵治議員。

◆三十番(和田恵治) ただいま藤本昭広議員から提案されました意見書第二号、障害者福祉にかかる新法の早期制定を求める意見書(案)に賛成いたします。

○議長（国中憲治） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二号については、四十一番藤本昭広議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。